

「新市誕生20周年記念」第58回八代くま川祭り 子どもみこし 実施

要項

1. 日 時 令和7年8月2日(土)17:30
2. 場 所 お祭りでんでん館特設ステージ前
3. 抽選会・説明会 【日時】7月 4日(金)19:00～
【会場】八代市役所 301会議室
4. そ の 他
 - (1)進行は、スタッフの指示に従うこと。
 - (2)みこし等の運搬代として、20,000円を補助する。
 - (3)子どもみこしの参加者は中学生以下とする。
 - (4)服装は極力、団体ごとに統一する。
 - (5)祭り当日は、フォトコンテストの撮影が行われます。フォトコンテスト作品は、八代くま川祭り振興会の所有となります。チラシやポスター等で使用する場合がありますので、ご了承ください。
 - (6)小雨決行とし、荒天の場合は中止となります。中止の場合の連絡は、各団体の責任者に連絡するとともに、くま川祭りホームページでも周知します。

子どもみこし運搬費補助金交付要項

(趣旨)

第1条 この要項は、八代くま川祭り子どもみこしに参加する団体について八代くま川祭り振興会がその経費の一部を助成する子どもみこし運搬費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第2条 補助対象者は、八代くま川祭り子どもみこしに参加する団体のうち、会場までみこしを運搬する必要のある団体とする。

(対象経費)

第3条 対象経費は、補助年度の子どもみこし参加に伴うみこし運搬に要した費用に限る。

(補助金額)

第4条 補助金額は、1団体2万円とする。

(交付申請)

第5条 補助金の交付申請をしようとする者は、子どもみこし運搬費補助金交付申請書を子どもみこし参加申し込みの締め切り日までに会長に提出しなければならない。

(補助金の請求)

第6条 子どもみこし団体は、八代くま川祭りの出演が完了したときは、子どもみこし運搬費交付請求書を、速やかに会長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第7条 会長は、申請書及び請求書を受領しこれを適当と認めたときは、速やかに補助金交付を決定し、交付するものとする。

(決定の取消)

第8条 会長は、団体が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1)不正の手段により補助金を受けたとき。

(2)補助金を他の用途に使用したとき。

(3)補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第9条 会長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任)

第10条 この要項に定めるもののほか、必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

(施行期日)

この要項は、令和5年5月1日から施行する。

令和 年 月 日

八代くま川祭り振興会
会長 中村 博生 様

団体名
代表者住所
代表者氏名
電 話

印

子どもみこし運搬費補助金交付請求書

子どもみこし運搬費補助金交付要項第6条の規定に従い、子どもみこし運搬費補助金を
請求します。

一金 円